

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	子ども家庭支援部 児童相談所設置準備担当	NO	8
款	民生費	(単位：千円)	

1 事業名	家庭養育の推進	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)	
2 要求区分	新規事業	・里親インターンシップ事業報償費	54 ⇒	54	
3 事業説明文	児童相談所設置市となったことにより、里親に関する事務が区の事務となります。区は、家庭養育を推進するため、里親養育包括支援機関を活用した里親支援業務、啓発イベント等を実施するとともに、特別養子縁組制度について周知、啓発します。	・里親里子に係る保険料	76 ⇒	76	
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	東京都には何らかの理由で親と暮らせない子どもが約4,000人いますが、そのうち里親のもとで生活しているのは約15%です。東京都社会的養育推進計画では令和11年度までに里親等委託率を37.4%とすることとしており、区内の里親登録数(令和2年6月現在10世帯)を拡大する必要があります。	・フォスタリング業務委託 (普及啓発、里親研修等、マッチング、里親支援)	47,600 ⇒	47,600 (23,531)	
5 要求する事業内容	家庭養育の推進に向けて、次の取組を実施します。 ・里親の認定登録 ・里親養育包括支援機関(民間フォスタリング(※)機関)を活用した里親制度の普及啓発、里親への訪問、相談支援業務 ①普及啓発 里親制度の広報、イベント等による新規開拓 ②里親研修・トレーニング 里親登録家庭への研修、未委託家庭へのトレーニング ③里親マッチング支援 児童に最も適合する委託候補里親の選定、委託に向けた調整の支援 ④里親訪問等支援 里親家庭への支援、里親同士の相互交流 ・里親関連情報提供事業等、東京都と特別区の広域調整により共同で実施する事業 ※フォスタリング：児童福祉法第11条に規定される里親養育包括支援業務で、里親の広報、里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、里親委託中の支援などを行う。	・都区共同事業に係る負担金	1,812 ⇒	1,812	
		・旅費、消耗品、印刷経費等	3,398 ⇒	3,336	
		<b>合計</b>	<b>52,940 ⇒</b>	<b>52,878 (23,531)</b>	
		財源内訳	国庫支出金	児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金(1/2)	23,031
			都支出金	なし	
			その他特財	ふるさと納税寄附金	500
			一般財源	子育て王国基金繰入金	29,347
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額	
6 事業実施で得られる成果	家庭養育を推進し、里親登録数を拡大することで、親の死亡等により親と暮らすことができない子どもを温かな家庭環境の中で養育することができます。また、里親への支援を充実することで、里親登録数を拡大するとともに、里親家庭が安心して子どもを養育することができます。	11 実施に向けた財源確保	国庫補助金、ふるさと納税寄附金及び基金繰入金を活用		
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	里親委託率の目標値 国：就学前児童75%以上、学童期以降の児童50%以上(新しい社会的養育ビジョン) 都：就学前児童50.5%、学童期以降の児童33.6%、全体37.4%(都社会的養育推進計画)	12 スケジュール	令和3年4月 児童相談所開設、事業開始		
8 基本計画・個別計画	港区子ども・子育て支援事業計画	13 事業実施に伴う将来コスト	52,878千円/年		
9 関連する法令・条例等	児童福祉法	14 編成の考え方	本事業は、社会的養護が必要な児童を家庭における養育環境の中で養育するため、里親候補者の新規開拓や研修を通じた育成、家庭訪問、メンタルヘルズ相談等、里親に対する包括的な支援を行うものです。 児童に係る措置を行う児童相談所とは異なる立場から里親・里子を支援するため、里親養育包括支援事業について豊富な経験と専門的技術を有する民間フォスタリング機関を活用する経費であり、里親制度の普及と、里親家庭が安心して子どもを養育できる環境の整備が可能となることから、予算を計上します。		

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター	NO	9
款	民生費	(単位：千円)	

1 事業名	産前産後家事・育児支援事業	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)												
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	12,292	⇒	12,292	(7,268)											
3 事業説明文	<p>妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を強化するため、産前産後家事・育児支援事業における産後ドゥーラ（産前産後の母子専門支援員）の利用可能時間を9時間から15時間に拡充するとともに、養成講座の補助を新たに導入し、担い手を育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産後ドゥーラ派遣（9時間から15時間に拡充）</li> <li>養成講座補助（@200,000×10人分）</li> <li>養成講座補助制度周知チラシ印刷</li> </ul>	10,047	⇒	10,047	(5,023)												
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	<p>現在、本事業では、ホームヘルパー又は産後ドゥーラによる支援について全体の利用可能時間96時間のうち、産後ドゥーラの上限を9時間（2時間/日、週1日、産後約1か月）としていますが、利用時間拡大について区民の声があり、産褥期を通じて利用できる（産後約2か月まで）制度とすることが必要です。また、利用上限の拡充に伴い、区民が希望する時間帯に確実に利用できるよう人材育成を進めることが課題です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養成講座補助制度周知チラシ印刷</li> </ul>	2,200	⇒	2,200	(2,200)												
5 要求する事業内容	<p>①産後ドゥーラの派遣（利用上限の拡充）                      出産直後の母体ケアを充実させるため、産後ドゥーラの利用上限を9時間から15時間※へ拡充します。                      ※産後ドゥーラとの面談（最初の1時間）に14時間（2時間/日、週1日、産後7週間（前の1週間は出産に伴う入院期間））を加え、計15時間。                      ②産後ドゥーラ養成講座補助制度の導入                      産後ドゥーラ派遣の充実に伴い、産褥期の母子への支援を確実にするとともに、利用上限の拡充に対応するため、産後ドゥーラの育成に取り組みます。                      【対象者】区内で産後ドゥーラとして活動することを希望する者                      【実施時期】随時                      【実施手法】国内唯一の養成・認定機関である一般社団法人ドゥーラ協会が実施する「産後ドゥーラ養成講座」の受講料を補助（補助率1/2、上限20万円）します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産後ドゥーラ派遣</li> <li>印刷製本費、郵便料等</li> </ul>	45	⇒	45	(45)												
6 事業実施で得られる成果	<p>産後ドゥーラの利用上限を拡充することで、出産直後の母子の身体的負担及び精神的不安を軽減するとともに、産後ドゥーラと信頼関係を築くことで孤立化を防ぐことができます。                      また、養成講座補助制度の導入により、本事業で活躍する産後ドゥーラの拡大を図り、利用者の需要に確実に応えることができる体制を確保できます。</p>	<p>経常経費分</p> <p>小計</p> <p>22,335 ⇒ 22,077 (15,234)</p>	22,335	⇒	22,077	(15,234)												
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	<p>国：母子保健法を改正し、産後ケア事業を推進（令和元年度）                      都：とうきょうママパパ応援事業により人材育成事業を開始（令和2年度）                      特別区：中野区、北区等で産後ドゥーラの派遣事業を実施</p>	<p>合計</p> <p>34,627 ⇒ 34,369 (22,502)</p>	34,627	⇒	34,369	(22,502)												
8 基本計画・個別計画	港区基本計画、港区子ども・子育て支援事業計画	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td>子ども・子育て支援事業費（補助1/3）</td> <td>666</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>子供家庭支援区市町村包括補助事業補助（補助1/2）、とうきょうママパパ応援事業（補助10/10）子ども・子育て支援事業費（補助1/3）</td> <td>21,836</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>子育て王国基金繰入金</td> <td>11,867</td> </tr> </table>	財源内訳	国庫支出金	子ども・子育て支援事業費（補助1/3）	666	都支出金	子供家庭支援区市町村包括補助事業補助（補助1/2）、とうきょうママパパ応援事業（補助10/10）子ども・子育て支援事業費（補助1/3）	21,836	その他特財			一般財源	子育て王国基金繰入金	11,867			
財源内訳	国庫支出金	子ども・子育て支援事業費（補助1/3）		666														
	都支出金	子供家庭支援区市町村包括補助事業補助（補助1/2）、とうきょうママパパ応援事業（補助10/10）子ども・子育て支援事業費（補助1/3）		21,836														
	その他特財																	
	一般財源	子育て王国基金繰入金	11,867															
9 関連する法令・条例等	母子保健法	<p>債務負担行為</p> <p>令和 年 ~ 年 限度額</p>																
		<p>11 実施に向けた財源確保</p> <p>子供家庭支援区市町村包括補助金、とうきょうママパパ応援事業補助金等を活用するとともに、子育て王国基金を活用して実施します。</p>																
		<p>12 スケジュール</p> <p>令和3年4月申請分から利用時間を拡大                      令和3年4月開講の受講者から補助を開始（4年間育成目標40人）                      令和6年度育成事業終了</p>																
		<p>13 事業実施に伴う将来コスト</p> <p>レベルアップ分 12,292千円（うち特財7,268千円）/年</p>																
		<p>14 編成の考え方</p> <p>産後ドゥーラの利用時間拡大については、家事・育児に必要な支援の内容や時期には個人差があることから、産褥期全体を通じて区民が任意に支援を選べるようになることは区民の利便性向上につながります。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、在宅での育児が中心となりがちな時期の区民を支援することは区民生活の安全・安心の確保に効果的であることから、予算を計上します。養成講座の受講料補助については、利用者の需要に確実に応えられる体制とするため、予算を計上しません。</p>																

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	子ども家庭支援部 保育課	NO	10
款	民生費	(単位：千円)	

<b>1 事業名</b>	私立認可保育所等保育サービス推進事業	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>
<b>2 要求区分</b>	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	2,304	⇒	2,304 (978)
<b>3 事業説明文</b>	小規模保育事業所が行う余裕活用型一時保育事業について、事業の実施に要する経費を補助します。	・余裕活用型一時保育事業		2,304	⇒	2,304 (978)
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	一時保育事業の利用者は、0～2歳児が多く、希望が集中して予約が取りにくい場合があります。今後も、在宅子育て家庭の一時保育ニーズは増加を見込んでいますが、一時保育を行う施設が周辺にない地域もあり、充実が課題です。一方、区は、2年連続で待機児童ゼロを達成しましたが、2歳児クラスまでの児童の保育を行う小規模保育事業所では保育定員の空きが多く、年間を通して保育定員の約5割が空いている状況にあります。	経常経費分	小計	137,878	⇒	132,701 (128,511)
<b>5 要求する事業内容</b>	空き定員を有効活用し、在宅子育て家庭の児童を一時的に保育する「余裕活用型一時保育事業」を実施する小規模保育事業所に対して、実施に要する経費の一部を補助します。  <対象施設> 余裕活用型一時保育事業を実施する区内小規模保育事業所 <対象児童> 保育園や幼稚園に在籍していない0～2歳児クラスに相当する児童 <開所日等> 当該施設の開所日(月～金を基本)・開所時間(例：7:15～18:15) <利用料> 4時間未満：1,500円以内、4時間以上：3,000円以内 <区補助額> 4時間未満：3,860円、4時間以上：5,320円	・アレルギー児対応、保育所体験事業等		137,878	⇒	132,701 (128,511)
		<b>合計</b>		<b>140,182</b>	<b>⇒</b>	<b>135,005 (129,489)</b>
		<b>財源内訳</b>	国庫支出金			
			都支出金	保育サービス推進費		129,489
			その他特財			
			一般財源			5,516
		<b>債務負担行為</b>	令和	年	～	年
						限度額
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	小規模保育事業所における保育定員の空きを有効活用することで、在宅子育て家庭等の一時保育ニーズに対応するとともに、身近な施設で一時保育を利用できることによる利便性の向上を図ります。	<b>11 実施に向けた財源確保</b>	都補助金を活用します。			
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	小規模保育事業所における余裕活用型一時保育事業実施区 2区/22区	<b>12 スケジュール</b>	令和3年4月 小規模保育事業所における事業開始			
<b>8 基本計画・個別計画</b>	なし	<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>	レベルアップ分 2,304千円(うち特財978千円)/年			
<b>9 関連する法令・条例等</b>	・児童福祉法、東京都一時預かり事業実施要綱	<b>14 編成の考え方</b>	在宅子育て家庭等の一時保育ニーズに対応するとともに、身近な施設で一時保育を利用できることによる保護者の利便性向上を図るため、予算を計上します。			

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	子ども家庭支援部 保育課	NO	11
款	民生費	(単位：千円)	

1 事業名	2 要求区分	3 事業説明文	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
延長保育料の無料化	レベルアップ事業	延長保育を常時利用しなければならない保護者の経済的な負担を軽減するため、1か月当たり11回目以降の延長保育料を無料化します。	レベルアップ分	小計	11,592	⇒	11,592
			私立保育園等に対する延長保育料の負担金		11,592	⇒	11,592
			経常経費分	小計	7,751,869	⇒	7,688,310 (4,361,025)
			私立保育園委託費等		7,751,869	⇒	7,688,310 (4,361,025)
					合計	7,763,461	⇒ 7,699,902 (4,361,025)
			財源内訳	国庫支出金	保育園費(1/2)、子ども・子育て支援事業費(1/3)等		2,654,606
		都支出金		保育園費(1/4)、子ども・子育て支援事業費(1/3)等		1,184,862	
		その他特財		保育料等		521,557	
		一般財源				3,338,877	
			債務負担行為	令和	年	～	年 限度額
			11 実施に向けた財源確保	1か月当たり11回目以降の延長保育料の無料化に対応する特定財源はありません。			
			12 スケジュール	令和3年4月 1か月当たり11回目以降の延長保育料の無料化開始			
			13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 11,592千円(うち特財0千円)／年 ※歳出予算とは別に、無料化に伴う歳入の減が3,864千円／年			
			14 編成の考え方	現在、延長保育を月10回を超えて利用している家庭では、保護者の勤務時間や通勤時間の都合上恒常的に延長保育が必要な状況にあります。延長保育料の支払いに上限額を定めることで、常時延長保育を利用せざるを得ない家庭の経済的負担を軽減するとともに、保護者が安心して子どもを預けることができるなど、保育の質を向上させるため、予算を計上します。			
5 要求する事業内容		利用時間の区分ごとに、子ども1人当たり月10回を超える延長保育の利用があった場合に、その実績に応じて、区が私立認可保育園等に延長保育料相当額を補助(負担)します。 【対象施設】 区内私立認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び居宅訪問型保育事業所 【補助額】 1時間延長 400円×利用回数 2時間延長 600円×利用回数  ※区立保育園及び港区保育室については、月10回を超える延長保育の利用があった場合に、延長保育料は徴収しません。					
6 事業実施で得られる成果		延長保育料に上限額を定めることは、常時延長保育を利用せざるを得ない家庭の経済的負担を軽減するとともに、保護者が安心して子どもを預けることができるなど、保育の質の向上に寄与します。					
7 国・都・特別区等の動向や取組状況		特別区での同様の実績はありません。					
8 基本計画・個別計画		なし					
9 関連する法令・条例等		児童福祉法					

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	教育推進部 教育長室	NO	12
款	教育費	(単位：千円)	

1 事業名	奨学資金貸付及び給付	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	109,399	⇒	109,399
3 事業説明文	学習意欲が高いにもかかわらず、経済的理由で修学が困難な家庭を支援するため、奨学金の貸付に加え、大学生等を対象とした区独自の給付型奨学金を支給します。	・給付型奨学金（授業料：約160世帯分）		103,592	⇒	103,592
		・給付型奨学金（入学資金：約40世帯分）		5,807	⇒	5,807
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	令和2年4月からの国及び東京都の高等学校、大学等への修学支援制度の拡充により、高等学校等の授業料が実質無償化されましたが、大学等については、区の奨学資金応募世帯の約6割は国の無償化対象とはなりません。 また、大学等の奨学資金の応募実績は令和元年度で9件にとどまっています。	経常経費分	小計	39,321	⇒	29,744 (25)
		・奨学金貸付金（新規、継続）		31,812	⇒	27,421 (25)
		・奨学資金債権回収委託等		3,443	⇒	2,323
		・奨学資金事業受付業務委託		4,066	⇒	0
5 要求する事業内容	学習の意欲や成績が高いにもかかわらず、経済的理由で修学が困難な家庭を支援するため、国が対象とする低所得世帯に加え、区の実態に即した所得層（国が支援対象とする2割程度）までを対象とする区独自の給付型奨学金を支給します。  【対象者】世帯の区民税所得割額合計が87,800円未満の世帯（年収約480万円未満の世帯） 令和3年度は約160世帯を支給対象と想定 【支給額】授業料(年間)：18,000円～1,072,800円（学校種別、公私立等により異なる） 入学資金：11,600円～188,000円（学校種別、公私立等により異なる） 【実施時期】令和3年4月	合計		148,720	⇒	139,143 (25)
		財源内訳	国庫支出金			
			都支出金			
			その他特財	奨学基金利子		25
			一般財源	奨学基金繰入金含む		139,118
		債務負担行為	令和	年	～	年
			限度額			
6 事業実施で得られる成果	給付型奨学金の支給により、経済的理由により修学の機会が奪われることなく、勉学に意欲を持つ子どもたちが将来、社会で自立し活躍できるようになります。	11 実施に向けた財源確保	奨学基金の活用 国・都の制度拡充による高等学校等の授業料の実質無償化に伴う高等学校等を対象とした奨学資金の廃止（△7,680千円）			
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	国及び東京都：令和2年4月から高等学校、大学等への修学支援制度を拡充 特別区：大田区で令和2年4月から貸付及び給付型奨学金に加え返還免除制度を施行	12 スケジュール	令和3年4月 給付型奨学金の支給開始			
8 基本計画・個別計画	なし	13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 R4：114,309千円（特定財源なし） R5：123,148千円（特定財源なし） ※人口増と制度の周知を踏まえ、支給額は増加見込み			
9 関連する法令・条例等	港区奨学資金に関する条例	14 編成の考え方	国や東京都の修学支援制度が拡充された中、従来型の奨学資金の在り方が課題となったことから、令和2年第三回定例会にて条例を改正し、区は新たに給付型奨学金を支給することとしました。経済的理由で修学が困難な家庭の支援が可能であると考えられるため、予算を計上します。			

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	学校教育部 教育指導担当	NO	13
款	教育費	(単位：千円)	

<b>1 事業名</b>	医療的ケア児の支援	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>		
<b>2 要求区分</b>	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	56,157	⇒	50,600 (16,866)		
<b>3 事業説明文</b>	<p>全ての子どもたちの学びを保障するため、医療的ケアを必要とする園児・児童・生徒へ業務委託により看護師を安定的に配置し、安心して学校生活を送ることができる環境を整備します。</p>	・医療的ケア児の学校看護師配置		56,157	⇒	50,600 (16,866)		
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>		<p>区立学校に就学する医療的ケアが必要な児童・生徒が年々増えています。令和2年1月に障害児保育を実施する元麻布保育園が開設したことにより、令和3年度以降、区立学校に入学する医療的ケア児が一層増えることが想定されます。</p> <p>現在、看護師は公募により任用しておりますが、人材不足や勤務形態などの理由から、今後の児童数増加に対して安定的な配置が難しい状況です。</p>	経常経費分	小計	533	⇒	532	
<b>5 要求する事業内容</b>	<p>医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができる環境づくりのため、看護師の配置を委託化することで今後の増加に対応できる看護師の人数を確保し、安定的に配置します。</p> <p>【対象者】 医療的ケアを必要とする園児・児童・生徒（R3は11名を想定）                  【実施時期】 令和3年4月                  【実施手法】 公募による任用から業務委託による配置へ移行（看護師8名とチーフナース1名の体制確保）                  ※医療的ケアを必要とする児童生徒1名につき、看護師1名の配置                  ただし、同一学校、ケアの状況に応じ、看護師1名で複数の児童の対応可</p>	・医療的ケア児の指導医報酬		312	⇒	329		
		・研修講師謝礼、検討会謝礼等			221	⇒	203	
		<b>合計</b>		<b>56,690</b>	<b>⇒</b>	<b>51,132 (16,866)</b>		
		<b>財源内訳</b>	国庫支出金	教育支援体制整備事業費補助金（1/3）		16,866		
			都支出金					
			その他特財					
			一般財源			34,266		
		<b>債務負担行為</b>	令和	年	～	年	<b>限度額</b>	
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	<p>安定的な看護師の配置が可能になり、医療的ケアが必要な児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようになります。</p>	<b>11 実施に向けた財源確保</b>	国の補助金の活用					
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>		<b>12 スケジュール</b>	令和3年4月 委託による看護師の安定的な配置開始					
特別区：看護師の配置を実施している区は23区中8区 目黒区：公募による任用職員と人材派遣の併用による配置 世田谷区：公募による任用職員と業務委託の併用による配置		<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>	レベルアップ分 50,600千円（うち特財16,866千円）／年 ※対象児童生徒の増加に応じて、経費も合わせて増額します。					
<b>8 基本計画・個別計画</b>	<p>港区基本計画、港区学校教育推進計画、港区障害児福祉計画</p>	<b>14 編成の考え方</b>						
<b>9 関連する法令・条例等</b>		元麻布保育園の開設を契機に、今後、医療的ケアを必要とする児童生徒の区立学校への入学は増加していくと考えられ、区は、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境づくりを行うことが必要であることから予算を計上します。						
なし								

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
款	民生費

NO 14

(単位：千円)

1 事業名	認知症サポート店認定事業	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	新規事業	・店舗等向け講座の講師謝礼	128 ⇒	53
3 事業説明文	地域における見守りを充実し、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するため、認知症の人に適した対応ができる店舗・事業所等（以下「店舗等」という。）を認定する認知症サポート店認定制度を開始します。	・認知症サポート店ステッカー作成	118 ⇒	118
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	国の推計では、高齢者人口の増加に伴い令和7年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症にかかると予測されており、港区においても、人口増に伴い認知症にかかる区民の数が増加することが予想されます。区ではこれまで21,284人の認知症サポーターを養成してきましたが、店舗等においてもこうした取り組みを進め、認知症の方の見守りや支援ができる地域づくりを一層推進していく必要があります。	・養成講座テキスト、パンフレット印刷等	636 ⇒	489 (150)
5 要求する事業内容	認知症に対する正しい知識の習得や配慮した対応、見守りについて学ぶ認知症サポーター養成講座を店舗等向けに実施します。また、養成講座を受講した店舗等を「認知症サポート店」として認定し、店舗等に認定ステッカーを配付するとともに、ホームページで認定店を掲載します。 【実施時期】令和3年10月～ 【実施回数】店舗等向け認知症サポーター養成講座 10回 【対象】区内店舗等 【認定目標】100店舗等（令和3年度）	合計	882 ⇒	660 (150)
6 事業実施で得られる成果	困っている認知症の方がいた場合に、認知症サポート店が保護に協力して区や警察に連絡するなど、地域における見守りを充実することができます。また、認知症への正しい知識習得と理解促進を図り、区内店舗等における認知症の方に配慮した適切な対応を促進します。	財源内訳	国庫支出金	
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	特別区では、北区と江戸川区が同様の制度を設けています。	都支出金	高齢社会対策区市町村包括補助金(1/2、上限150)	150
8 基本計画・個別計画	港区基本計画、港区高齢者保健福祉計画	その他特財		
9 関連する法令・条例等	認知症サポーター等養成事業実施要綱	一般財源		510
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額
		11 実施に向けた財源確保	東京都の補助金を活用	
		12 スケジュール	令和3年10月事業開始	
		13 事業実施に伴う将来コスト	660千円（うち特財150千円）／年	
		14 編成の考え方	今後の高齢者人口の増加に伴い認知症の方も増加することが見込まれる中、認知症の方やその家族が安心して区内で暮らし続けられる環境を整備し地域共生社会を推進していくため、予算を計上します。 なお、要求においては認定を受けた店舗等を対象としたステップアップ講座の実施も計上されていましたが、当面は認定店の拡大に注力する必要性が高いことから、ステップアップ講座に係る経費を調整（0円）しています。	

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	15
款	民生費	(単位：千円)	

<b>1 事業名</b>	新たな障害者就労の創出	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>	
<b>2 要求区分</b>	新規事業	・①自宅から操作し就労を行えるロボット設置	3,300	⇒	2,400	(250)	
<b>3 事業説明文</b>	<p>これまで意欲があっても障害特性により就労に結びつかなかった障害者の就労機会を新たに創出するため、自宅からでも就労できる分身ロボットの活用を実証的に実施するとともに、長時間就労が難しい障害者のための超短時間就労（週20時間未満の就労）を促進します。</p>	・②超短時間就労支援	3,300	⇒	3,300	(250)	
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>		<p>ICTの進展等により、通勤が難しい重度障害者や精神や発達の障害により長時間働くことができない方など、これまでは希望しても難しかった障害者の就労機会を新たに創出することが可能となりました。障害にかかわらず誰もが自分らしくいきいきと暮らし続けることができる地域共生社会を一層推進していくため、就労を希望する障害者の障害特性に応じた多様な働き方を区が支援することが必要です。</p>					
<b>5 要求する事業内容</b>	<p>①自宅から操作できる分身ロボットによる商品案内等の実施 【対象】通勤が難しい重度障害者 【就労者数】4人（1人1時間、隔日の交代制） 【実施場所】区役所1階福祉売店 【実施時期】7～9月、2月（1日2時間）</p> <p>②超短時間就労の促進に向けた就労マッチングの実施 障害特性や心身の状態により長時間働くことが難しい障害者に対し、本人の意向や特性に合わせ、工程単位で切り分けた企業から依頼された仕事をマッチングさせるとともに、就労後の定着を支援します。 【就労者数】5人</p>	<b>合計</b>		<b>6,600</b>	<b>⇒</b>	<b>5,700</b>	<b>(500)</b>
<b>6 事業実施で得られる成果</b>		<b>財源内訳</b>	国庫支出金				
<p>①新たな働き方のPRにより通勤が難しい重度障害者の就労機会創出に寄与します。 ②長時間（週20時間以上）働くことが困難な障害者の就労機会の拡大に寄与します。</p>	都支出金						
	その他特財	ふるさと納税寄附金			500		
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	一般財源	障害者福祉推進基金繰入金			5,200		
<p>①23区初の取組です。（神奈川県で実施しています。） ②渋谷区、川崎市、神戸市で実施しています。</p>	<b>債務負担行為</b>	令和 年 ～ 年	限度額				
<b>8 基本計画・個別計画</b>	<b>11 実施に向けた財源確保</b>	ふるさと納税寄附金を活用					
港区障害者計画、港区情報化推進計画	<b>12 スケジュール</b>	①令和3年4月事業着手、7～10月実証実施 ②令和3年4月事業開始					
<b>9 関連する法令・条例等</b>	<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>	①2,400千円（うち特財0千円）／年※実施月数拡大により増の見込み ②3,300千円（うち特財0千円）／年※事業実績により増の見込み					
障害者総合支援法、障害者雇用促進法	<b>14 編成の考え方</b>	ロボットの活用などにより新たな働き方を創出し、障害特性によりこれまで就労に結びつかなかった障害者の就労機会を確保するため、予算を計上します。					



# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	16
款	民生費	(単位：千円)	

<b>1 事業名</b>	障害者就労支援	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>
<b>2 要求区分</b>	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	12,650	⇒	0
<b>3 事業説明文</b>	障害者の就労を支援し、障害者の自立と社会参加を一層促進するため、新たに障害者就労支援事業所の販路拡大のためのワークショップを開催するとともに、区道の花の植え替え業務を障害者就労支援事業所に委託します。	・障害者就労支援事業所の販路拡大		8,250	⇒	0
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	新型コロナウイルス感染症の影響により、製品製作・受託業務が減少するなど区内障害者就労支援事業所を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、販路拡大や受注機会の確保を支援することが必要です。	・障害者就労支援事業所による緑化推進事業		4,400	⇒	0
<b>5 要求する事業内容</b>	①障害者就労支援事業所販路拡大支援 ワークショップを開催し、民間企業が製作してほしい製品や委託したい作業等と区内の各障害者就労支援事業所のそれぞれの特性（製作できる商品、請け負える業務内容）をマッチングさせ、障害者就労支援事業所の販路拡大を図るとともに、地域で障害者就労を支援してくれる企業のネットワークづくりを促進します。 ②障害者就労支援事業所による緑化推進事業 区道の花の植え替え及び日常的な管理を障害者就労支援事業所に委託します。	経常経費分	小計	61,293	⇒	59,315 (3,325)
		・障害者就労支援業務		61,293	⇒	59,114 (3,325)
		・福祉売店キャッシュレス決済		0	⇒	201
		<b>合計</b>		<b>73,943</b>	<b>⇒</b>	<b>59,315 (3,325)</b>
		<b>財源内訳</b>	国庫支出金			
			都支出金	障害者施策推進区市町村包括補助金		3,325
			その他特財			
			一般財源	障害者福祉推進基金繰入金含む		55,990
		<b>債務負担行為</b>	令和	年	～	年
				限度額		
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	①新たな販路拡大及び障害者雇用の促進に寄与します。 ②障害者の就労機会の拡大と工賃の向上に寄与します。	<b>11 実施に向けた財源確保</b>				
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	②市区町村包括補助事業「緑化推進事業」として、新宿区、墨田区等で実施しています。	<b>12 スケジュール</b>				
<b>8 基本計画・個別計画</b>	港区障害者計画	<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>				
<b>9 関連する法令・条例等</b>	障害者総合支援法、障害者雇用促進法	<b>14 編成の考え方</b>				
						販路拡大については、CSR活動に積極的な企業との企業連携や、みなと障害者福祉事業団等との連携など予算をかけない形で実施します。また、緑化推進事業については、麻布地区総合支所まちづくり課の事業において委託し実施します。

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	みなと保健所 生活衛生課	NO	17
款	衛生費	(単位：千円)	

<b>1 事業名</b>	医療安全支援センターの設置	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>
<b>2 要求区分</b>	新規事業	・医療安全支援センター電話相談業務	5,280	⇒	3,960	(500)
<b>3 事業説明文</b>	医療に関する区民の不安を解消し、区内医療機関への信頼向上を支援するため、医療に関する相談を受け付ける医療安全支援センターをみなと保健所に設置します。	・医療安全推進協議会の開催	197	⇒	155	
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	平成19年度の医療法改正により、医療安全支援センターを設置することが区の努力義務とされました。区ではこれまで、保健所職員が医療に関する相談を受け付けてきましたが、必ずしも医療職の職員が対応するわけではなく返答に時間を要する必要があるなどの課題がありました。港区は、診療所・歯科診療所数が23区中2番目に多く、新型コロナウイルス感染拡大を背景として医療安全に関する区民の相談需要は今後も増加が見込まれます。	・医療機関従事者向け研修の実施	356	⇒	357	
<b>5 要求する事業内容</b>		・周知チラシ印刷、参考図書購入	80	⇒	0	
		<b>合計</b>	<b>5,913</b>	<b>⇒</b>	<b>4,472</b>	<b>(500)</b>
<b>①医療安全支援センター電話相談業務</b>	医療に対する相談及び苦情に対応する窓口として、3年以上の臨床経験を有する看護師等の資格者が在籍するコールセンターを設置します。 【対象者】 区民（年間利用件数500件を想定） 【実施時期】 月曜から日曜の毎日、8時30分から16時30分まで 【実施手法】 業務委託	<b>財源内訳</b>	国庫支出金			
<b>②医療安全推進協議会の開催</b>	相談内容を共有し、区内医療機関との連携を深めるため、医療安全の方策を検討する「医療安全推進協議会」を新たに設置します。		都支出金			
<b>③医療機関従事者向け研修の実施</b>	弁護士等を講師とした動画を作成しオンラインで配信します。		その他特財	ふるさと納税寄附金		500
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	医療相談窓口を明確化し、区民の医療相談を一括して対応する体制を構築します。また、医療の専門職が対応することにより相談の内容を正確に把握でき、より適切な助言が可能です。更に、診療所に対する調査が必要な場合、保健所職員が迅速に対応することで、これまで以上に安全で安心な医療を区民に提供することができます。		一般財源			3,972
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	国：医療安全支援センター設置を推進（医療法） 都：医療安全支援センターを設置、運営 特別区：杉並区が医療安全支援センターを設置、運営	<b>債務負担行為</b>	令和	年	～	年
<b>8 基本計画・個別計画</b>	港区基本計画、港区地域保健福祉計画	<b>11 実施に向けた財源確保</b>		限度額		
<b>9 関連する法令・条例等</b>	医療法	<b>12 スケジュール</b>				
		<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>				
		<b>14 編成の考え方</b>				

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	防災危機管理室 防災課	NO	18
款	総務費	(単位：千円)	

1 事業名	避難所機能の強化	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	30,190	⇒	30,190 (500)
3 事業説明文	新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時における避難所機能の更なる強化のため、避難所に感染症対策用のテント等を配備します。	・感染症対策用テント及びベッド等の購入		30,190	⇒	30,190 (500)
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	区は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな生活様式に対応するため、令和2年度にマスクや消毒液、非接触型の体温計等の物品を配備しました。 令和2年7月豪雨での被災自治体では、発熱等の症状がある避難者の隔離対策が求められるなど、避難生活における感染症に対する不安の払拭に向けた避難所機能の強化が必要です。	経常経費分	小計	69,299	⇒	69,299
5 要求する事業内容	新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時における避難所機能の更なる強化のため、全ての避難所を対象に感染症対策用テント及びベッド（1施設5台）を配備します。 【対 象】 区民避難所58施設、福祉避難所24施設（合計82施設） 【実施内容】 感染症対策用テント及びベッド等の配備（82施設）	・避難所環境改善のための物品等購入費		69,299	⇒	69,299
6 事業実施で得られる成果	全ての避難所において隔離等の対応が可能となるよう機能を強化することで、避難時における感染症に対する不安を払拭し、区民が躊躇することなく、安全かつ適切に避難行動をとることが可能となります。	合計		99,489	⇒	99,489 (500)
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	千代田区 感染疑いの方用の間仕切り等を購入予定 新宿区 感染疑いの方用のテントを購入予定	財源内訳	国庫支出金			
8 基本計画・個別計画	港区基本計画、港区地域防災計画	都支出金				
9 関連する法令・条例等	港区防災対策基本条例	その他特財	ふるさと納税寄附金			500
		一般財源				98,989
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額		
		11 実施に向けた財源確保	ふるさと納税寄附金を活用			
		12 スケジュール	令和3年 4月 テント及びベッド等の物品購入契約 7月 物品配備完了 10月 訓練の実施			
		13 事業実施に伴う将来コスト	なし			
		14 編成の考え方	テント及びベッドについては、令和2年度7月豪雨における教訓を踏まえ感染症対策を強化することで、避難時における感染症に対する不安を払拭し、区民が躊躇することなく、安全かつ適切に避難行動をとることが可能となるため、必要な経費であることから予算を計上します。			

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	産業・地域振興支援部 国際化・文化芸術担当	NO	19
款	総務費	(単位：千円)	

<b>1 事業名</b>	地域で育む日本語学習支援プロジェクト	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>
<b>2 要求区分</b>	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	8,778	⇒	8,115 (45)
<b>3 事業説明文</b>	令和元年6月に日本語教育の推進に関する法律が施行され、外国人住民が置かれている状況や能力に応じた日本語教育を受ける機会を最大限確保するための施策を実施することが地方公共団体の責務とされました。新たに基礎的な日本語学習教室を実施するとともに、日本語サロンを拡充し、外国人が区内で日常生活を円滑に送ることができる環境をめざします。	・基礎日本語教室		6,192	⇒	5,807 (45)
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	区内には日本語を全く話せない在住外国人が約1割(約2,000人)存在しています。また、6割の外国人は地域参画への意向はあるものの、言葉の壁もあり、参加率は7%に留まっています(令和元年度「港区国際化に関する実態調査」)。区内にボランティアが運営する地域の日本語教室が12教室あるものの、初級者への対応が難しいことから、日本語教師の資格を持つ専門家による対応が必要です。	・基礎日本語教室教材開発		1,320	⇒	1,291
<b>5 要求する事業内容</b>	日本語が話せない外国人住民に日本語の学習機会を確保するとともに、地域日本語教室への支援や日本語学習支援ボランティアの育成を通じて、外国人が日常生活を円滑に送り、地域へ参画できる環境をめざすため、日本語教師の資格を持つ専門家による基礎的な日本語学習教室を新たに実施するとともに、その次の会話の実践の場となる日本語サロンを拡充します。 【対象者】日本語能力初級以下の外国人住民 【実施時期】令和3年5月～令和4年3月 【実施手法】基礎日本語教室(新規実施)、日本語サロン(開催回数の拡大) ①基礎日本語教室 受講時間 1人あたり120時間、定員合計 45人 ②日本語サロン：定員各回20人	・日本語サロン		1,266	⇒	1,017
		経常経費分	小計	9,448	⇒	6,308
		・日本語学習支援者育成講座、周知事務等		9,448	⇒	6,308
		<b>合計</b>		<b>18,226</b>	<b>⇒</b>	<b>14,423 (45)</b>
		<b>財源内訳</b>	国庫支出金			
			都支出金			
			その他特財	基礎日本語教室受講料		45
			一般財源			14,378
		<b>債務負担行為</b>	令和	年	～	年
						限度額
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	①基礎日本語教室：日本語が話せない外国人が、買い物や医療受診など生活上の課題を解決するために必要な会話を学び、外国人の安全・安心・快適な生活と地域への繋がりを創出します。 ②日本語サロン：基礎日本語教室を修了した外国人と日本人が「やさしい日本語」で会話し、相互の文化・生活習慣等の学びを通じて、多文化共生と外国人の地域参画を推進します。	<b>11 実施に向けた財源確保</b>		・特定財源：基礎日本語教室受講料 45千円 (@1,000円×45人) ・当該事業見直し：国際交流協会による日本語教室助成金 1,079千円 ・他既存事業見直し：メールマガジン等経常事業整理統合 28,000千円		
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	練馬区・台東区：区主催で日本語教室を開催	<b>12 スケジュール</b>		5月～3月 基礎日本語教室、日本語サロン開催		
		<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>		・レベルアップ分(基礎日本語教室及び日本語サロン拡充経費分)6,824千円/年(うち特財45千円/年) ・日本語サロンについては、日本語学習支援ボランティアによる自主運営を目指し、将来コストは逡減する見込み。		
<b>8 基本計画・個別計画</b>	港区基本計画、港区国際化推進プラン	<b>14 編成の考え方</b>		区では、多文化共生社会の実現に向けた外国人との地域参画と協働の推進をめざし、本事業をはじめ、やさしい日本語の普及、多言語による情報発信、多様な主体との連携強化など様々な取組の他、日本語学習支援ボランティアの育成による外国人の日本語学習支援を実施しています。 令和元年6月には、日本語教育の推進に関する法律の施行により、外国人が日本語教育を受ける機会を最大限に確保することや、地域の状況に応じた外国人への日本語教育の実施が地方公共団体の責務とされました。 区における外国人住民の日本語学習機会の確保や外国人の地域参画を推進するため、経費を精査の上、予算を計上します。		
<b>9 関連する法令・条例等</b>	日本語教育の推進に関する法律					

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	環境リサイクル支援部 環境課	NO	20
款	環境清掃費	(単位：千円)	

1 事業名	環境美化啓発	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
2 要求区分	新規事業	・ごみ拾いSNS港区版ウェブサイト初期導入費	495	⇒	495	(248)
3 事業説明文	清掃活動の参加人数、拾われたごみの数、他団体の活動など、地域の清掃活動を「見える化」することを通じて、地域に根ざした環境美化活動を推進するため、ごみ拾いSNSの港区版ウェブサイトを導入します。	・ごみ拾いSNS港区版ウェブサイト運営費	426	⇒	426	(213)
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	区では、各地区生活安全・環境美化推進協議会を中心とする区民、事業者等と区との協働による環境美化・啓発活動（クリーンキャンペーン）を行っています。新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、「新しい生活様式」が提唱される中、効果的な啓発活動や、各地区の一斉キャンペーンに限らない新たな手法で、事業者等による環境美化活動の推進、活動団体との連携の強化等が課題となっています。	・ごみ拾いSNS港区版初期PR支援	99	⇒	99	(49)
5 要求する事業内容	【対象者】：区民及び区内事業者 【実施時期】：通年 【実施内容】：スマートフォンアプリを用いて、地域の清掃活動の参加人数やごみ収集量を把握するとともに、参加者の活動意欲の向上やSNS上での参加者同士の連携・協力を図ります。また、アプリを通じて効果的なイベント周知等を行うことで、区内での環境美化活動参加者の拡大につなげます。	・環境美化活動参加者用啓発品	1,320	⇒	1,056	
6 事業実施で得られる成果	令和2年11月の1か月間、アプリを活用して実施した「みなとクリーンアップキャンペーン」では、1,263人の方が港区内での清掃活動に参加し、76,632個のごみ拾いが投稿されました。清掃活動を「見える化」することにより、環境美化活動への意欲の向上や参加人数の増加を図ります。また、アプリを通じて効果的なイベント周知等を行うことで、区内の多様な主体と連携した環境美化活動の推進を目指します。	合計	2,340	⇒	2,076	(510)
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	特別区：導入事例なし 他自治体では、横浜市が2016年10月から導入しており、延べ25,000人以上が参加	財源内訳	国庫支出金			
8 基本計画・個別計画	港区基本計画、港区環境基本計画	都支出金				
9 関連する法令・条例等	港区環境美化及び喫煙による迷惑の防止に関する条例	その他特財	公益財団法人東京都環境公社補助金		510	
		一般財源			1,566	
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額		
		11 実施に向けた財源確保	公益財団法人東京都環境公社補助金を活用し、導入時のコストを軽減します。			
		12 スケジュール	令和3年7月からごみ拾いSNS港区版運用開始			
		13 事業実施に伴う将来コスト	568千円/年（ごみ拾いSNS港区版ウェブサイト運営費）			
		14 編成の考え方	本事業は、既製品のアプリを港区版に一部カスタマイズすることで低廉な経費で導入可能であり、区内で自主的に環境美化活動を行っている個人・団体相互が、いつ、どこで、どんな活動を行っているか共有することで、環境美化の意識向上が期待できること、イベント情報発信機能により、区の環境美化イベントへの参加者を増加させる周知の効果が期待できることから、予算を計上します。			

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	環境リサイクル支援部 環境課	NO	21
款	環境清掃費	(単位：千円)	

1 事業名	みなとタバコルール推進	10 要求内容	要求額 ⇒ 予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計 150,063 ⇒ 125,935 (45,000)
3 事業説明文	みなとタバコルールの取組をさらに推進するため、コンテナ型・トレーラー型の屋外密閉型喫煙場所や屋内喫煙所を整備します。	・屋外密閉型喫煙所、屋内喫煙所の整備	134,200 ⇒ 115,000 (45,000)
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	令和2年4月1日から、東京都受動喫煙防止条例等により屋内が原則禁煙となり、屋外でのタバコ対策を更に推進する必要があります。区の指定喫煙場所の整備は令和2年度末で93か所となりますが、屋外や民間敷地の活用を含め、より分煙効果が高い喫煙場所を整備していく必要があります。	・周知啓発	12,563 ⇒ 7,635
5 要求する事業内容	●レベルアップの内容 ①指定喫煙場所 ・屋外密閉型喫煙場所（コンテナ型・トレーラー型）及び屋内喫煙所の整備 10か所 ②周知啓発の拡充 多言語化喫煙場所マップ、周知用ポスター ③移動式喫煙所 イベント用移動式喫煙所（喫煙バス）の賃貸借 2か月×1台	・喫煙バスの賃貸借	3,300 ⇒ 3,300
6 事業実施で得られる成果	密閉型喫煙場所の導入や、屋内喫煙所設置費等助成制度の充実により、指定喫煙場所の環境改善を図ることで、屋外における受動喫煙防止対策を推進します。	経常経費分	小計 483,361 ⇒ 444,337
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	都要望（2年8月特別区長会）「喫煙所設置等の推進及び支援の拡充」「都有地の活用等の推進」	・屋内喫煙所維持管理助成、巡回指導委託等	483,361 ⇒ 444,337
8 基本計画・個別計画	港区基本計画、港区環境基本計画	合計	633,424 ⇒ 570,272 (45,000)
9 関連する法令・条例等	港区環境美化及び喫煙による迷惑の防止に関する条例	財源内訳	国庫支出金 都支出金 受動喫煙防止対策の強化に伴う喫煙環境の整備事業経費補助金 45,000 その他特財 一般財源 525,272
		債務負担行為	令和 年 ~ 年 限度額
		11 実施に向けた財源確保	受動喫煙防止対策の強化に伴う喫煙環境の整備事業経費補助金を活用し、喫煙所整備に係るコストを軽減します。
		12 スケジュール	令和3年4月～令和4年3月 イベント用喫煙バス賃貸借 5月～9月 屋外密閉型喫煙場所整備 東京2020大会に合わせた啓発実施
		13 事業実施に伴う将来コスト	屋外密閉型喫煙所 令和4年度以降、年10か所 115,000千円/年
		14 編成の考え方	改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例による屋内の原則禁煙化や、東京2020大会における来街者への普及啓発と受動喫煙対策、指定喫煙場所の環境改善に対する区民ニーズを踏まえ、より分煙効果が高い屋外密閉型喫煙所、屋内喫煙所及び喫煙バスの予算を計上します。

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	環境リサイクル支援部 地球温暖化対策担当
款	環境清掃費

NO 22

(単位：千円)

<b>1 事業名</b>	みなとモデル森林整備促進	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>
<b>2 要求区分</b>	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	14,500	⇒	0
<b>3 事業説明文</b>	脱炭素化社会の実現のため、区内建築物等への国産木材の使用を促進してCO <sub>2</sub> 固定を促進するとともに、協定自治体との新たな連携として当該自治体の森林を区のCO <sub>2</sub> 吸収源として整備します。	・木質化助成金(執務空間の木質化助成 5件分)		12,500	⇒	0
		・協定自治体の森林整備費負担金		2,000	⇒	0
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	現在の木質化助成制度では飲食店等の店舗を助成対象としていますが、店のコンセプト等の制限から、利用が進まないことが課題です。助成金の対象範囲をオフィス等の執務室にも拡大し、店舗以外の木材利用を誘導する必要があります。 また、CO <sub>2</sub> 固定量の増加だけでなく、吸収源の増大により、CO <sub>2</sub> 排出実質ゼロを促進する必要があります。	経常経費分	小計	45,331	⇒	32,739 (1,100)
		・木質化助成金(店舗の木質化助成 5件分)		12,500	⇒	10,000
		・みなとモデル制度事務局支援業務委託等		32,831	⇒	22,739 (1,100)
<b>5 要求する事業内容</b>			<b>合計</b>	<b>59,831</b>	<b>⇒</b>	<b>32,739 (1,100)</b>
	【レベルアップの内容】 ①木質化支援事業 これまでは直接顧客と接することで商売を行う小売業・飲食業等の店舗に対して木質化の経費を助成していましたが、オフィス等執務空間での木質化にかかる経費を助成対象とすることで、木材活用の更なる普及を促進します。 【対象】 オフィスや事務所等 【件数】 年5件  ②協定自治体における森林整備 協定自治体がCO <sub>2</sub> 吸収源となる森林の整備にかかる経費の一部を区が負担することで、区のCO <sub>2</sub> 排出量とオフセット(相殺)します。	財源内訳	国庫支出金			
			都支出金			
			その他特財	ふるさと納税寄附金等		1,100
			一般財源			31,639
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額		
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	木材使用量の拡大、CO <sub>2</sub> 固定量の増大を図ります。また、毎年度、協定自治体の森林整備が促進されることで、CO <sub>2</sub> 吸収量が増大します。	<b>11 実施に向けた財源確保</b>				
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	特別区：千代田区及び新宿区で協定自治体の森林を整備し、CO <sub>2</sub> 排出量との相殺を実施	<b>12 スケジュール</b>				
<b>8 基本計画・個別計画</b>	港区基本計画、港区環境基本計画 (港区地球温暖化対策地域推進計画、港区環境率先実行計画)	<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>				
<b>9 関連する法令・条例等</b>	港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業助成金実施要綱 港区公共建築物等における協定木材利用推進方針 等	<b>14 編成の考え方</b>				
						現行のテナント店舗に対する木質化助成制度は、知名度が高い店舗等が利用するようになったことで、PR効果を上げており、現状の対象を維持しても実績の伸びが期待できます。 区外での新たな森林整備については、現行のみならず区民の森をCO <sub>2</sub> の吸収と区民の環境学習の場として更に活用していくことに優先して取り組む必要があること、CO <sub>2</sub> 排出実質ゼロの実現のためには、区内での排出量を削減する取組を進めることが効果的であることから予算を計上しません。

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	環境リサイクル支援部 みなとリサイクル清掃事務所
款	環境清掃費

NO 23

(単位：千円)

<b>1 事業名</b>	リサイクルチャレンジ事業	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>
<b>2 要求区分</b>	新規事業	・ごみ組成調査業務委託	9,033	⇒	0	
<b>3 事業説明文</b>	可燃・不燃ごみへの資源混入を減少させるため、区内の集合住宅でのごみ分別調査を行うとともに専用の回収袋を配布することで、分別意識の向上と回収量の増加を目指します。	・リサイクルチャレンジマンションごみ袋購入費	23,400	⇒	0	
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	可燃ごみや不燃ごみの中には、本来資源として出すべき品目やリサイクル可能な品目が多く含まれています。区民の9割が集合住宅に居住する港区においては、自治会、管理組合等の協力を得て、ごみの排出方法の徹底やリサイクル意識の啓発をしていくことが必要です。	<b>合計 32,433 ⇒ 0</b>				
<b>5 要求する事業内容</b>	(1)ごみ分別調査 【実施場所】 区内の集合住宅 2棟 【実施期間】 1か月 【実施方法】 前半2週間：ごみの組成調査により、資源の混入状況や分別実態を把握 後半2週間：専用袋や回収ボックスを設置し、資源化率を前半2週間と比較 ※調査終了後、アンケート等により意識調査を実施  (2)リサイクルチャレンジマンションの指定 【実施場所】 区内の集合住宅100棟(公募により決定) 【実施期間】 通年 【実施方法】 資源プラスチック、その他再生紙専用袋を配布し、資源回収を強化	<b>財源内訳</b>	国庫支出金			
			都支出金			
			その他特財			
			一般財源			
		<b>債務負担行為</b>	令和	年	～	年
			<b>限度額</b>			
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	集合住宅の棟数が多い港区の地域特性を踏まえ、ごみ分別調査や、指定した専用袋の利用により、プラスチックとその他再生可能紙を資源として分別することで、資源回収率を向上させます。	<b>11 実施に向けた財源確保</b>				
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	なし	<b>12 スケジュール</b>				
		<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>				
<b>8 基本計画・個別計画</b>	港区一般廃棄物処理基本計画	<b>14 編成の考え方</b>				
<b>9 関連する法令・条例等</b>	なし	区では、ごみの組成調査を平成30年度に実施しており、その分析結果を今後のごみ減量施策に活用することが可能です。 また、ごみ袋の配布については、公募により決定した特定の集合住宅にごみ袋(プラスチック専用及びその他再生可能紙用、計52万枚)を無償配布するものですが、ごみ袋を配布することよりも、区全体に幅広くごみ減量やプラスチック分別に関する普及啓発を実施することが循環型社会の実現に向けたごみ分別の強化には有効であり、既存事業で対応が可能であることから、予算を計上しません。				



# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	環境リサイクル支援部 みなとリサイクル清掃事務所	NO	24
款	環境清掃費	(単位：千円)	

1 事業名	リサイクル活動	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	27,551	⇒	23,483
3 事業説明文	区内の地域団体により行われている集団回収を維持・拡大するため、集団回収団体に対する報奨金を引き上げるとともに、区内で資源回収を行う回収業者に対する助成金を新設します。	・集団回収団体向け報奨金(増額分)		10,793	⇒	8,249
		・回収業者助成金		16,758	⇒	15,234
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	古紙輸出減少などの要因で古紙の流通価格が下落し、資源回収業者の集団回収からの撤退や廃業が続いており、関連団体からも回収業者への助成について緊急要望が出ています。古紙の流通や各資源リサイクル相場の影響を受け、集団回収制度の継続的な実施に支障が生じています。これらがすべて行政回収となると大幅な経費増となるとともに、地域におけるリサイクルへの取組が失われる可能性があります。	経常経費分	小計	21,814	⇒	21,443 (5,530)
		・家具のリサイクル展等業務委託等		21,042	⇒	21,042 (5,530)
		・集団回収補助具購入、手引き印刷		772	⇒	401
5 要求する事業内容			合計	49,365	⇒	44,926 (5,530)
	【集団回収団体への報奨金の増額】 新聞、雑誌、段ボール 6円/kg→7円/kg(令和元年度回収量合計 約5,046,000kg) 紙パック、その他再生可能紙 6円/kg→20円/kg(令和元年度回収量 約4,000kg) 布類 6円/kg→10円/kg(令和元年度回収量 約44,000kg) 金属、びん、その他 6円/kg→7円/kg(令和元年度回収量合計 約521,000kg)	財源内訳	国庫支出金			
	【資源回収業者への助成制度】 令和元年度に古紙の市況価格が8円/kgを下回ったことから、資源回収の業界団体から非常事態宣言が出されました。このことを受け、公表される古紙平均買取価格が8円/kgを下回っている間、3円/kgを上限とした助成金を支給します。(令和元年度7.5円 令和2年度8月時点5.0円)		都支出金			
			その他特財	リユース家具売払代金		5,530
			一般財源			39,396
6 事業実施で得られる成果	集団回収団体への報奨金を引き上げることで、回収量を増加させることができます。また、資源回収業者への助成を行うことにより、古紙市況の影響を軽減し、地域に根差したリサイクル活動である集団回収を維持・継続することが可能となります。	債務負担行為	令和	年	～	年
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	各区で報奨金の金額が異なりますが、値上げが検討されています。また、回収事業者への助成金は既に11区で実施されており、他区でも助成金の新設が検討されています。	11 実施に向けた財源確保				特定財源なし
8 基本計画・個別計画	港区基本計画、港区環境基本計画、港区一般廃棄物処理基本計画	12 スケジュール				令和3年4月 制度実施
9 関連する法令・条例等	港区資源再利用運動促進要綱	13 事業実施に伴う将来コスト				レベルアップ分27,551千円/年 (毎年、回収実績に応じてに応じて金額が変動します。)
		14 編成の考え方				地域における集団回収実践団体の活動を維持継続することは、区における循環型社会の実現に必要です。資源回収に関する市況変動等に対応しつつ、地域におけるリサイクル活動を維持・継続するため、回収量の見込みを精査した上で、予算を計上します。

# 令和3年度予算要求事業概要書

所管課	環境リサイクル支援部 みなとリサイクル清掃事務所
款	環境清掃費

NO 25

(単位：千円)

<b>1 事業名</b>	食品廃棄物・食品ロス削減推進事業	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>		
<b>2 要求区分</b>	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	1,914	⇒	0		
<b>3 事業説明文</b>	食品廃棄物及び食品ロスの削減を推進するため、区内飲食店やホテル等に対し、効果的な食材の仕入れやごみの排出方法を指導する食品ロス削減アドバイザーを派遣します。	・食品ロス削減アドバイザーの派遣		1,760	⇒	0		
		・貸し出し用水切りごみ箱・計量器の購入		154	⇒	0		
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	食品ロスの削減の推進に関する法律では、前年度の食品廃棄物の排出量が100 t以上の事業者に対し、毎年6月末までに排出量及び資源の再利用の取組等について報告を義務付けています。同法に基づく報告義務のない排出量100 t未満の事業者に対しても区が効果的な指導や啓発を行うことで、更なる食品廃棄物や食品ロスの削減が期待できます。	経常経費分	小計	5,998	⇒	4,955 (880)		
		・食品ロス削減推進事業運営支援業務委託等		3,990	⇒	3,208 (880)		
		・生ごみ処理機等購入費助成金等		2,008	⇒	1,747		
<b>5 要求する事業内容</b>		<b>合計</b>		<b>7,912</b>	<b>⇒</b>	<b>4,955 (880)</b>		
		財源内訳	国庫支出金					
			都支出金					
			その他特財	公益財団法人東京都環境公社補助金			880	
			一般財源				4,075	
		債務負担行為	令和	年	～	年	限度額	
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	区内飲食店から出される食品廃棄物の減量につながるとともに、アドバイザー派遣を受けた事業者が他の飲食店にも情報共有することで、食品ロス削減の意識が高まることが期待されます。	<b>11 実施に向けた財源確保</b>						
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	国：食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	<b>12 スケジュール</b>						
<b>8 基本計画・個別計画</b>	港区基本計画、港区環境基本計画、港区一般廃棄物処理基本計画	<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>						
<b>9 関連する法令・条例等</b>	食品ロスの削減の推進に関する法律	<b>14 編成の考え方</b>						
						区内においては食品衛生法に規定する飲食店が15,000施設以上あります。既に区では、食べきり協力店を実施しており、登録店舗の拡大により食品ロス削減の普及啓発を進めています。食品ロス削減アドバイザー派遣が年5件と店舗数が限られているため、区内全域への食品リサイクルに関する意識喚起が困難であり、既存の事業を効果的に活用して、広く食品リサイクルに取り組むこととし、予算を計上しません。		